# 申請手続き等の流れ

赤字箇所は申請等の手続きが必要な箇所です。

#### 不足額給付①(令和6年度に蓮田市が調整給付金の支給対象者として、口座情報を把握している場合)

・市→対象者 『支給のお知らせ』の送付

○□座の変更がない場合

·市→対象者 支給

○口座を変更する場合

・対象者→市 □座変更の届出 (届出期限:令和7年7月4日(金))

・市 口座情報等の確認

・市→対象者 支給

## 不足額給付①(令和6年1月1日以前から蓮田市に住民登録があるが、令和6年度に蓮田市が調整給付金の支給対象者としていない場合)

・市→対象者 『確認書』の送付

・対象者→市 『確認書』の提出(提出期限:~令和7年8月29日(金)(消印有効))

・市 口座情報等の確認・市→対象者 支給決定・支給

### 不足額給付①(令和6年1月2日以降に蓮田市に転入してきた場合)

・申請者→市 『不足額給付①申請書』の申請(申請期間:令和7年6月2日(月)~令和7年8月29日(金)(消印有効))

・市→他市町村 支給要件の照会・他市町村 支給要件の回答・市 支給要件の審査

○支給要件を満たす場合

・市→申請者 『確認書』の送付
・申請者→市 『確認書』の返送
・市 口座情報等の確認
・市→申請者 支給決定・支給

●支給要件を満たさない場合

・市→申請者 不支給決定

## 不足額給付②

・申請者→市 『不足額給付②申請書』の申請(申請期間:令和7年6月2日(月)~令和7年8月29日(金)(消印有効))

・市 支給要件の審査

○支給要件を満たす場合

・市 口座情報等の確認・市→申請者 支給決定・支給

●支給要件を満たさない場合

・市→申請者 不支給決定